

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年5月7日(2020.5.7)

【公開番号】特開2020-44094(P2020-44094A)

【公開日】令和2年3月26日(2020.3.26)

【年通号数】公開・登録公報2020-012

【出願番号】特願2018-174544(P2018-174544)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年2月17日(2020.2.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を行うことが可能な遊技機であって、

遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な有利状態制御手段と、

前記有利状態とは異なる状態である特殊状態に制御可能な特殊状態制御手段と、

非特別状態に比べて前記特殊状態により遊技価値が付与されやすい特別状態に制御可能な特別状態制御手段と、

前記有利状態に制御するかと前記特殊状態に制御するかを決定可能な決定手段と、

前記決定手段の決定前に判定可能な判定手段と、

前記判定手段の判定にもとづいて、前記特別状態の継続を示唆する第1示唆演出と、該第1示唆演出とは異なる演出様式であって前記特別状態の終了を示唆する第2示唆演出と、を実行可能な演出実行手段と、を備え、

前記演出実行手段は、前記第1示唆演出を複数の可変表示に亘って実行可能であり、

前記第1示唆演出の演出様式の数と前記第2示唆演出の演出様式の数とが互いに異なる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

(1) 上記目的を達成するため、本願発明に係る遊技機は、遊技を行うことが可能な遊技機であって、遊技者にとって有利な有利状態(例えば、大当たり遊技状態)に制御可能な有利状態制御手段と、有利状態とは異なる状態である特殊状態(例えば、小当たり遊技状態)に制御可能な特殊状態制御手段と、非特別状態に比べて特殊状態により遊技価値が付与されやすい特別状態(例えば、K T状態)に制御可能な特別状態制御手段と、有利状態に制御するかと特殊状態に制御するかを決定可能な決定手段(例えば、CPU103がステップ052IWS059Aや052IWS064Aを実行する部分)と、決定手段の決定前に判定可能な判定手段(例えば、CPU103がステップ072IWS045を実行す

る部分)と、判定手段の判定(例えば、先読み判定結果)にもとづいて、特別状態の継続を示唆する第1示唆演出(例えば、小当たりRUSH継続示唆演出)と、該第1示唆演出とは異なる演出態様であって特別状態の終了を示唆する第2示唆演出(例えば、小当たりRUSH終了示唆演出)と、を実行可能な演出実行手段と、を備え、演出実行手段は、第1示唆演出を複数の可変表示に亘って実行可能であり(例えば、演出制御用CPU120がステップ072IWS115を実行する部分)第1示唆演出と第2示唆演出との実行割合が互いに異なる(例えば、10R確変大当たりが発生する割合(図9-5(B)に示す例では35%)と2R通常大当たりが発生する割合(同例では30%)とが異なるとともに、10R確変大当たりのときに小当たりRUSH継続示唆演出を実行すると決定する割合(図9-47(A)に示す例では100%)と、2R通常大当たりのときに小当たりRUSH終了示唆演出を実行すると決定する割合(図9-47(B)に示す例では90%)とが異なること、また、小当たりのときに小当たりRUSH継続示唆演出を実行すると決定する割合(図9-47(C)に示す例では35%)と、小当たりRUSH終了示唆演出を実行すると決定する割合(同例では30%)とが異なることによって実現される)ことを特徴とする。

そのような構成によれば、特別状態に関する遊技性の単調さを解消することができ、遊技に対する興味を向上させることができる。